

● 農地耕作条件改善事業/農業基盤整備促進事業

《農地耕作条件改善事業》

- ・農地中間管理事業の重点実施区域、事業実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設）
- ・総事業費 200 万円以上 & 受益者 2 者以上 & 農地中間管理機構との連携概要の策定

《地域内農地集積型》（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）最大 5 年（ハードは最大 3 年）

○ 定額助成

- ハード事業：農地（田、畑）の簡易な区画拡大：10 万円/10a（水路の管水路化等を伴う場合 20 万円/10a）
暗渠排水：15 万円/10a（本暗渠管の間隔 10m 以下）、湧水処理：15 万円/100m
末端の畑地かんがい施設整備：20 万円/10a（樹園地の場合 30 万円/10a）
客土：10 万円/10a（層厚 10cm 以上）、除礫：20 万円/10a（深度 30cm 以上）
用水路・農作業道の更新整備：10 万円/10m、排水路の更新整備 15 万円/10m
※中心経営体に集約化（面的集積）する又は集約することが確実と見込まれる農地については、定額助成の単価を 2 割加算
- ソフト事業：条件改善推進費（権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整、先進的省力化技術導入）：300 万円/単年度/1 地区、等

○ 定率補助

- ハード事業：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援
- ソフト事業：水管理・維持管理省力化支援、導入作物に応じた品質向上支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等
- 補助率 国 50%（離島・中山間地域 55%）、県 15%

《高収益作物転換型》（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）最大 5 年（ハード最大 3 年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大 2 年）

- 定額助成（*）：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査等

② 農地耕作条件改善（最大 5 年（ハード事業は最大 3 年）

《地域内農地集積型》と同様

③ 高収益作物導入支援（最大 5 年）

- 定額助成（*）：技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入 1 年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース等
- 定額助成（*）は 1 地区あたり上限 300 万円～500 万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者 15 者以上（土地所有者含む）が取り組むこと ○ハード整備と併せ行うこと
○作付面積のうち 1/4 以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

《農業基盤整備促進事業》

- ・農業競争力の強化に向けた取り組みを行う地区
- ・総事業費 200 万円以上 & 受益者 2 者以上 & 受益面積 5 ha 以上

① きめ細かな基盤整備（定率補助）

- 工 種 基盤整備：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全
調査調整：権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- 補助率 国 50%（離島・中山間地域 55%）、県 15%

② 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

- 農地（田、畑）の簡易な区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端の畑地かんがい施設整備、客土、除礫：補助額は上記の農地耕作改善事業の地域内農地集積型の定額助成の額に同じ

事業実施主体：県、市町、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構等



担当窓口：技術支援課

電 話：082-502-7473